

徳島県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年八月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地	変更年月日	
		旧	新			
医療法人明 和会	徳島市国府町早 淵字北カシヤ五 六一	まごころ訪問 看護ステーション	たまき青空訪 問看護ステーション	徳島市国府 町和田字居 内一〇七	徳島市国府 町早淵字北 カシヤ五六 一	平成三十年 十一月一日